

学校法人順正学園災害等の被災者に対する特別援助措置に関する規程

制定年月日：平成17年5月1日

最終改訂年月日：平成22年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、学校法人順正学園の各設置校に在学する学生または入学予定者に対し、本人または家族が災害等に被災した場合、特別措置として経済的に援助するものである。

（対象者）

第2条 援助の対象となる者は、学校法人順正学園の各設置校に在学または入学を予定している学生等で、本人または学納金の支払い者である家族が災害等の被災により家計が急変し、勉学を継続する意志があるにもかかわらず就学が困難となった者とする。

（援助の内容）

第3条 援助の内容は、別に定める基準に基づき、授業料及びその他の納付金の全額または一部を免除するものとする。

（援助の期間）

第4条 援助の期間は、原則として1年を超えない期間とする。

（申請方法）

第5条 援助を希望する場合は、在学生については学生担当部署、入学予定者については入試広報室に下記の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 学納金特別免除願
- (2) 被災証明書（公的機関発行のもの）または被災状況のわかる書類
- (3) 災害状況示す写真
- (4) その他、状況に応じて必要とされる書類

（審査）

第6条 申請があった場合には、その災害等の種類、被災の程度について審査を行い、援助の必要性及び内容について理事長が決定する。

附則 この規程は、平成17年5月1日から施行する。

附則 この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

学納金特別免除願.doc